

職員組合交渉概要	
交渉日時	令和6年4月19日（金）13:15 ～ 13:35
提案概要	特殊勤務手当（災害出動手当）の改正について
労使の別	主張の要旨
組合 （あいさつ）	本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 今回は、特殊勤務手当のうち災害出動手当の支給要件拡大等の検討状況について進捗を確認させていただきたく、交渉の場を設けさせていただきました。はじめに、執行委員長からご挨拶申し上げます。
組合 （あいさつ）	当局の皆様におかれましては、日頃より職員組合の活動に対しご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、協議の場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。 本日の議題とさせていただきました、災害出動手当の支給要件拡大について、職員組合はその支給対象拡大、要件緩和等の検討結果を示すことを、かねてより確定要求において求めて参りました。 加えて、令和6年1月に能登半島地震が発生し、被災地支援として佐倉市職員が断続的に派遣されております。派遣された職員は通常の勤務場所を離れ、危険が伴う場所や、身体的・心理的負担を伴う労働環境下において、様々な作業に従事しているところでございます。確定要求における当局の回答によれば「支給対象となる業務は、災害対策本部が設置され、かつ災害警報等が発令されている期間に、現場で災害復旧等の業務に従事すること」とされており、現行の運用では今回の被災地支援業務が支給対象外であることが読み取れます。 今回、この被災地派遣の現状を踏まえたうえで、確定要求の回答に示されております、災害出動手当の支給要件拡大の検討状況について、進捗を確認させていただきたいと思います。 職員組合といたしましては、職務内容を十分に反映した賃金を確保するため、また、職員の安心に少しでもつながるような運用を求めて、本交渉に臨みたいと存じます。本日はよろしくお願い申し上げます。
組合 （あいさつ）	続きまして、総務部長からごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いします。
市 （あいさつ）	本日は、災害出動手当の支給要件拡大について協議を行うものと認識しております。 市といたしましても、これまで確定要求において回答しているとおり、要件の拡大を検討してまいりました。一方で、今年1月に発生した令和6年能登半島地震の発生後、佐倉市から被災地に対し職員派遣を継続的にこなしているところです。国・県においては、この地震の発生後、被災地に派遣され、危険な場所における災害応急作業のみならず、避難所運営をはじめとするさまざまな被災者支援活動に従事した場合に、災害応急作業等手当の支給対象としていることから、貴組合からのご

	意見も伺った上で、このような背景にも対応できる制度改正をおこないたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
組合	ありがとうございました。早速ですが、協議に入らせていただきます。まずは当局より検討結果を説明いただき、組合から質問をさせていただきます。それでは検討結果の説明につきまして、よろしくお願いいたします。
市 (検討結果の説明について)	まず初めに、現在の条例では、「災害対策本部の設置」を要件とする規定があることで、毎年の確定要求への対応が難しく、被災地派遣への手当支給を想定していない条例の作りになっています。このため、千葉県条例を参考に、災害対策本部の設置要件を削除することと、作業の危険の程度に応じて、日額 710 円／日額 1,080 円の規定を設けることを検討しております。併せて、支給対象とする災害の程度や業務について整理することといたします。 また、被災地に派遣された場合の災害対応への従事・業務支援を支給対象とする規定を新設し、作業の危険の程度に応じて、日額 710 円／日額 1,080 円の規定を設けることを検討しております。 さらに、いずれの場合にあっても、作業の時間帯や、作業場所の危険度に応じて加算する規定を設けるほか、4 時間未満の作業に対する減額の対象から今回の災害出動手当を除外することを検討しております。
組合 (質問 1)	ありがとうございます。組合はこれまでの確定要求やその重点交渉において、特に 3 つの支給要件の緩和を求めてまいりましたが、今回の改正により、①災害対策本部の設置は不要になった、②災害警報等の発令は不要になった、③災害復旧等の業務従事に係る現場出動要件は変わらず必要である、と考えてよいでしょうか。 そこで、現場出動という要件についてですが、職員組合としては、「庁舎内で指揮・調整を行っている職員についても、現場で活動している職員と同様に多大な負担を強いられていることから、同様に災害出動手当を支給すべき」と考えますが、当局の考えをお伺いします。
市 (回答 1)	これまでも貴組合確定要求書では、「災害対策本部の設置に関わらず支給の対象とすること」との求めがありました。この点については、今回の改正により、①本部設置要件の削除、②災害警報を要件とする運用の見直しをおこなうことで、今後発生する災害の程度や職員の動員の様子を踏まえて、より柔軟に個別に判断していくことができるものと考えております。 また、③の現場での作業従事について、後半の「庁舎内で指揮・調整を行う職員」についても対象とするか、との問いに関連することですが、これについては、現場での作業にあたらないことから、対象に含めることは考えておりません。
組合	改正案では手当支給となる対象業務が明文化されるようですが、それ以外の業務についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、佐倉市での災害対応において、庁舎や健康管理センタ

	一といった避難所ではない場所での事務作業や被災者からの相談などに対応した場合は支給対象となりますか？
市	国の規則においては、災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて、建物内でおこなう連絡調整業務を支給対象とする規定があるほか、千葉県においては、今回の能登半島地震の対応において、被災地に派遣され、主に建物内での業務が想定される「健康相談及び心のケア」や、「避難所運営」に従事した場合も支給対象とする運用についての情報提供を受けております。 これらの状況に照らせば、被災地派遣による災害対応を要件とする場合には、通常と異なり、慣れない労働環境の下での業務従事であることから、屋外作業を伴わない業務をその支給対象とすることも適当であると読み取れる状況がありますが、佐倉市内が災害状況にあることのみをもって、現場作業を伴わない事務的な業務までを支給の対象とすることは考えておりません。
組合	避難所設営用務は市内・被災地派遣の別を問わず【巡回監視】に該当し、日額 710 円支給対象との解釈でよいでしょうか。
市	お見込みのとおりです。
組合	今回の改正で不利益となる部分がありますか？
市	これまでの災害出動手当は、一律で 1,000 円を規定しておりましたが、今回改正にあたっては、千葉県に準拠して、①巡回監視は 710 円、②応急作業または③応急作業のための災害状況の調査は 1,080 円とする方向で検討しております。さらに、千葉県の規定にならって、日没時から日出時までに従事した場合は、50/100 の加算を設けること、著しく危険である区域における作業においては 100/100 の加算を設けることを検討しております。また、日額で支給する特殊勤務手当は、4 時間未満の作業に対しては、支給額を 2 分の 1 にする規定がありますが、千葉県ではこの減額調整をおこなっていないことから、災害出動手当には適用対象外とします。 そのため、支給対象の頻度が多く発生すると見込まれる巡回監視にあつては、支給額が下がるものですが、支給対象とできる要件を緩和することから、現場作業に従事する職員にとって不利益になるとは考えておりません。
組合 (質問 2)	私からは能登半島地震への被災地派遣についてお伺いします。派遣された職員は現時点で何名ですか？今回の改正がなされれば全員が支給対象になりますか？ならない人がいるならその理由も教えてください。
市 (回答 2)	佐倉市から派遣された職員につきましては、今日現在までで、市長部局から 18 名、上下水道部から 6 名、計 24 名です。 今回改正により、最初に派遣された令和 6 年 1 月 12 日にさかのぼって適用することと、被災地に派遣されて、作業に従事したときを対象とする予定ですので、全員が支給対象となる予定です。
組合	ご説明ありがとうございました。改正案について承知いたしました。職員組合の要望である、支給対象拡大、要件緩和にも概ね合致している内容だと考えます。 災害対応業務は心身ともに負担の大きい業務であり、労働へ

	の正しい賃金確保は大前提ですが、従事する職員を応援する意味でもぜひとも支給要件の緩和を実施していただきたいと思います。 ただし、災害対応業務は幅広く、対象作業や危険度が変化することは大いに予想されます。職員が従事する業務内容について、今後とも人事担当課として十分に注視していただきますようお願いいたします。また、災害出動手当の申請に係る通知等は確実に速やかに行っていただき、支給遅延などのないように努めていただくとともに、条例が改正された際には、特に「巡回監視」と「応急作業または応急作業のための調査」という区分について、具体的にどのような場合が対象となるのかという点について重点的に職員への制度改正を丁寧に周知いただきますようお願いいたします。私からは以上です。
組合	今回の交渉内容と、ご説明いただきました改正案を4月22日開催予定の職場委員会に諮問し、結果を報告させていただきます。組合からは以上です。 それでは、協議は以上となります。当局の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間を作っていただきありがとうございます。